

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、生活保護に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

港区長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法により、生活に困窮する国民(外国人に対する生活保護の措置者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>生活保護の実施</li><li>生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答</li><li>生活保護の申請に係る事実についての審査</li><li>職権による生活保護の開始若しくは変更</li><li>生活保護の停止若しくは廃止</li><li>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li><li>保護に要する費用の返還</li><li>徴収金の徴収</li><li>医療扶助のオンライン資格確認</li><li>(1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等</li><li>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給</li></ol>
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム 7医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>番号法 第9条第1項、第2項 別表第一第15項</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条</li><li>港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第6項</li><li>番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第26項</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第19条</li><li>港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二第6項、第7項</li><li>番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)</li></ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部生活福祉調整課
②所属長の役職名	生活福祉調整課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所区民課
	〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所区民課
	〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所区民課
	〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所区民課
	〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所区民課
	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部生活福祉調整課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係 03-3578-2451
-----	---------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月24日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	生活に困窮する国民	生活に困窮する国民(外国人に対する生活保護の措置者を含む)	事後	番号条例の改正
平成27年11月24日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第1項	事後	番号条例の制定による追記
平成28年4月15日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 第15項 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第2項 別表第一 第15項 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項 別表第一第6項	事後	番号条例の改正による追記
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護法による保護の実施に関する情報」が含まれる項 第9項、第13項、第15項、第24項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護法による保護の実施に関する情報」が含まれる項 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第26項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第2項 別表第二第6項、第7項	事前	情報連携根拠法令修正のため
平成29年5月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から5 略	1から5 略 6 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	6住民基本台帳ネットワークシステムを追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	生活福祉調整課長 伊藤 忠彦	生活福祉調整課長 土井 重典	事後	人事異動
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	生活福祉調整課長 土井 重典	生活福祉調整課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	6 就労自立給付金の申請の受理、その申請 に係る事実についての審査及びその申請に対 する応答	6 就労自立給付金若しくは進学準備給付金 の申請の受理、その申請に係る事実について の審査及びその申請に対する応答	事後	平成30年法改正により
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年1月1日	I 関連情報 1.特定個人情 報を取り扱う事務 ②システ ムの名称	1から5 略	1から5 略 6 生活保護及び中国残留邦人等支援給付シ ステム	事後	システム追加のため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第7 号(特定個人情報の提供の制限)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報 の保護及び提供に関する条例(平成27年港区 条例第28号) 第11条の2第1項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年港区条例第28 号) 第4条	事後	条例改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第2項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収 9 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	令和6年法改正により
令和5年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム 7医療保険者等向け中間サーバー等	事前	令和6年法改正により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収 9 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収 9 医療扶助のオンライン資格確認 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等中間サーバー等における機関別符号の取得等 10 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給	事前	令和5年省令改正により
令和6年2月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項、第2項 別表第一第15項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第6項	1 番号法 第9条第1項、第2項 別表第一第15項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第6項 4 番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)	事前	令和5年省令改正により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第6項、第7項	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第6項、第7項 4 番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)	事前	令和5年省令改正により
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項、第2項 別表第一第15項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第6項 4 番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)	1 番号法 第9条第1項、第2項 別表第23項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第6項	事後	令和5年省令改正により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第6項、第7項 4 番号法 別表第23項(令和5年6月9日令和5年法律第48号改正施行)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表における情報提供の根拠) 第23項 (別表における情報照会の根拠) 第23項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第6項、第7項	事後	令和5年省令改正により